

国際教育プログラム委員会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育・学生担当の理事</p> <p>(2) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 研究科の教授又は助教授 各1名</p> <p>(4) 国際交流センター長</p> <p>(5) その他機構長が必要と認める教授又は助教授 若干名</p> <p>(6) 学生部長及び国際部長</p> <p>(7) 国際部留学生課長</p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育・学生担当の理事</p> <p>(2) 国際交流担当の理事</p> <p>(3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(4) 研究科の教授又は助教授 各1名</p> <p>(5) 国際交流センター長</p> <p>(6) その他機構長が必要と認める教授又は助教授 若干名</p> <p>(7) 学生部長及び国際部長</p> <p>(8) 国際部留学生課長</p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附則 この規程は、平成19年2月26日から施行する。</p>